関谷 翔 SEKIYA, Sho sho.sekiya+toho@gmail.com

今回の内容

- 親子関係(事例1)
- ■裁判と科学の類似点・相違点
- ■専門技量的裁量
 - 伊方原発訴訟(事例2)
 - 大飯原発運転差止請求事件判決(事例3)

親子関係はどのように決まるか?

親子関係を科学的に調べるなら…

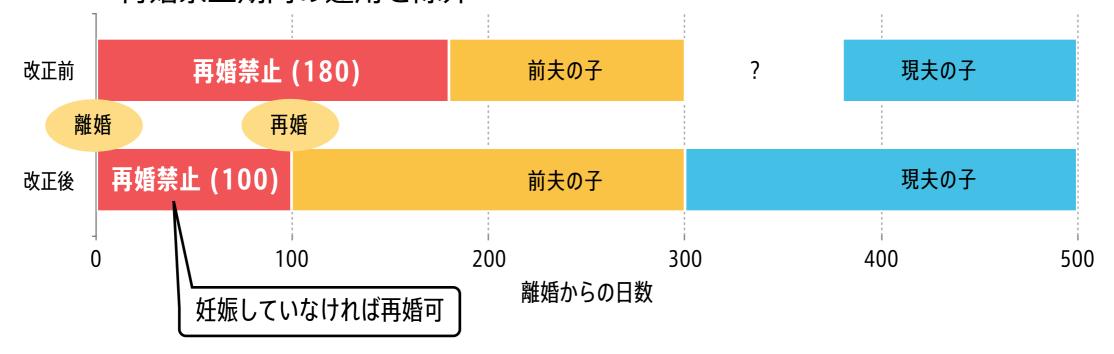
- DNA鑑定をすればよい
 - 鑑定の結果はたいてい確率で表される(この2人が親子である確率は○○%)
 - 親がキメラまたは子がキメラなどにより、鑑定の結果が正 しく出ないケースもごく稀にある

以前の民法だと…

- 母子関係は分娩の事実をもって客観的に定まる
- 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する
- 婚姻の成立の日から200日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する
- 女は、前婚の解消または取消の日から6ヶ月を経過したあとで なければ、再婚をすることができない
- 女が前婚の解消または取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない

改正民法だと…

- 改正民法が2016年6月1日に成立(同月7日公布・施行)
- 再婚禁止期間を短縮 6ヶ月→100日
- ■離婚時に妊娠していないことが医師によって証明された場合、 再婚禁止期間の運用を除外



共生成 co-production

- 技術決定論でも社会決定論でもなく、科学技術と社会とが相互 に関わり合い、互いに影響を与えあいながら新しい状況を作り 出しているという考え方
- 科学技術と法律の関係で言えば、法律が科学技術を規制するという一方的なものではなく、科学技術の発展によって法律に可能になったこと(例:医師が妊娠していないことを確認できれば、再婚禁止期間を除外できる)と、法律の発展によって科学技術にできるようになったこと(例:ドローンの活用)の両方があるということ

親子関係の安定を優先する判決

- 最高裁は〔2014年7月〕17日、DNA鑑定という科学的な根拠があって も、法律上の父子関係を否定することはできないとの初判断を示した。
- 最高裁判決が力点を置いたのは、子供の立場や境遇を法的に安定させること。血縁関係がないことが後から分かったり、夫婦関係が破綻したりといった理由で、それまでの親子関係が覆されることになれば子供にとって大きなマイナスになる。判決は「民法は法的親子関係と血縁関係が一致しないことも想定している」とし、血縁という事実よりも嫡出推定という社会の約束事を優先したともいえる。
- 今回の判決で5人の裁判官の判断は3人の賛成と2人の反対に割れた。「DNA鑑定だけで法的な親子関係を覆すべきではない」という点は5人に共通するが、反対意見の2人はDNA〔鑑定結果〕に加えて子の状況次第では取り消しを認めるべきだとした。

親子関係の安定を優先する判決(続き)

- 妻側が訴えた2件の訴訟の一、二審判決によると、どちらの事案も 子供は現在、母と血縁上の父とともに暮らしており、妻側は「物心つ いたときから血縁上の父を父親として育ってきた」と訴えていた。
- 反対意見を付けた金築誠志裁判官は、DNA鑑定結果に加えて「夫婦関係が破綻し、生物学上の父と法律上の親子関係を確保できる場合」には、取り消しもあり得ると主張。白木勇裁判官も、血縁関係を戸籍に反映させたい心情は無視できないとし、「民法との適切な調和には立法的手当てが望ましい」とした。
- ■判決に賛成した桜井龍子裁判官(行政官出身)も補足意見で「旧来の規定が社会の実情に沿わなくなれば、立法政策の問題として検討すべきだ」と指摘。司法判断による解決が困難さを増している現状をうかがわせた。

次のどちらの意見に賛成する?

生物学的親子関係を重視

- 民法の親子関係に関する定めは 時代に合っていない
- DNA鑑定によるものに置き換え るべきである

法的親子関係を重視

- 生物学的な親子関係に拘る必要 はない
- DNA鑑定を受けずとも、親子関係を推定する現行法でよい

11

第9回 裁判と科学

裁判と科学の類似点・相違点

裁判と科学との関係

- 裁判も科学も、一見すると、ともに「真実を見つける」という 目的を共有していて、相性が良いように思われる
- しかし、裁判は「真実を見つける」という目的よりも上に、「紛争を調停する」という目的を置いている。言い換えれば、「真実を見つける」ことは「紛争を調停する」ための手段のひとつになっている
- ■「真実を見つける」ことなしでも「紛争を調停する」ことができるのであれば、それで良いと考える裁判と、あくまで「真実を見つける」ことにこだわる科学は、仲違いする場面も多くある

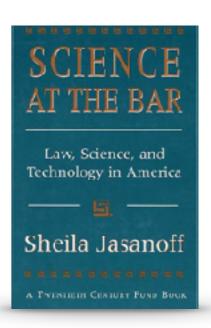
日本の裁判で初めてDNA鑑定が 証拠採用されたのはいつでしょう?

- 1.1940年よりも前
- 2.1940年代
- 3.1950年代
- 4. 1960年代
- 5.1970年代

- 6. 1980年代
- 7. 1990年代
- 8. 2000年代
- 9. 2010年代

『法廷に立つ科学』

- Jasanoff, S. 1995. Science at the bar: Law, Science, and Technology in America. Harvard University Press.
- 米国での事例
- 司法システムと科学システムの作動の異同
- 対審制度のなかで両当事者がそれぞれに専門家証人を招くことの問題点
- 司法のために作られる科学的知識の特質
- ■専門知識の質的担保の方策





科学鑑定のジレンマ

- 裁判官に〔科学技術に関する〕専門的知識を要求することができないために鑑定が行われているのに、出てきた鑑定意見を正しく理解し評価するためには、それだけの専門的知識を必要とする
- 裁判官には、高度の科学・技術に関する専門的な知見はなく、 あったとしても「裁判官の私知」として利用は許されない
- 裁判上の事実認定は、必ず裁判上の証拠によらなければならない。
- 鑑定人の鑑定意見も、裁判官の「自由な心証」に服する

専門技術的裁量

- 専門技術的裁量を認め、専門家の助言に基づいて行われている 行政の判断を優先する(専門的な内容には関わらない)
- なぜならば、高度に専門的な事例では、裁判官に専門的な問題 を正確に判断する能力がないから

さまざまな判断方式

認めない

認める

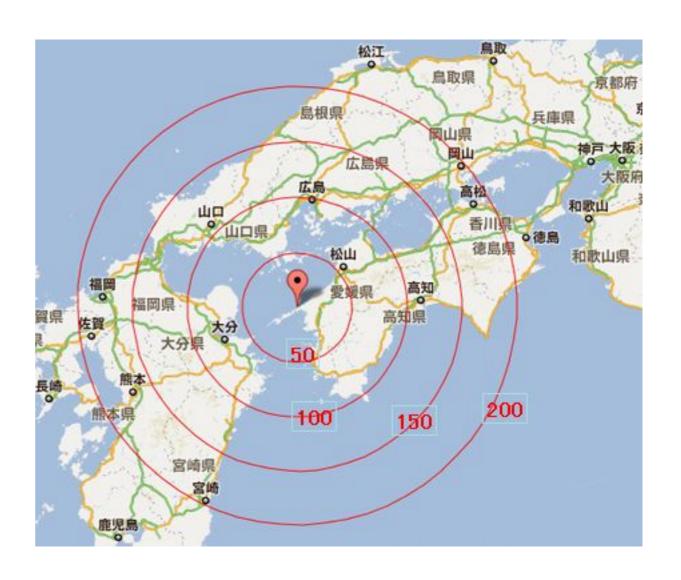
専門技術的裁量を

方式	説明
実体的 判断代置方式	審査しなおし、結果が異なる場合、司法判断優先
実体的 判断過程統制方式	第三者的に行政判断の合理性を審査
判断余地説	審査しなおし、結果が異なる場合、行政判断優先
裁量濫用 統制方式	内容にコミットせず、濫用(目的・動機・原則違反)を 統制する

事例② 伊方原発訴訟

伊方原子力発電所

- ■愛媛県西宇和郡伊方町
- 加圧水型軽水炉3基
- 1972年11月 1号機設置許可
- 1977年1月 1号機初臨界



伊方原発訴訟

- 伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求
 - 1978年4月25日 第一審判決 請求棄却
 - 1984年12月14日 控訴審判決 控訴棄却
 - 1992年10月29日 上告審判決 上告棄却
- 伊方発電所運転差止請求訴訟
 - 2011年12月8日提訴、係争中

最高裁判決文から①

■審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。

最高裁判決文から②

■ そして、規制法24条2項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。

最高裁判決文から③

- 右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置 許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会 若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を 基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという 観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右 調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、
- あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

最高裁判決は…

- ■「裁量」という言葉を回避しつつも、実質的には専門技術的裁量を認めた
- 「具体的審査基準」や「安全専門審査会の調査真偽及び判断の 過程」が問題
- 実体的判断過程統制方式に一番近いと思われる

専門技術的裁量による副作用

- ■専門性の所在
- 適法・違法に与らない専門性
- 適法性を推定された専門性

専門性の所在

- 誰が専門性を有しているかについて判断を下している
- ■専門技術的裁量を認める
 - 行政庁 > 裁判所
 - ■被告>原告

適法/違法に与らない専門性

- 適法/違法に与らないからこそ、専門技術的裁量を認めることができる(裁量は妥当/不当に与る)
- 専門技術的裁量を認める:専門性は適法/違法に関係ない
- 専門性の十全性・公平性をどうやって担保する?
- 仮に専門性自体は適法/違法に関係ないとしても、その扱い方 (委員の人選等) は違法と判断される可能性はある

適法性を推定された専門性

- 適法/違法に与しない専門性=適法性が推定された専門性
- ■お墨付き効果
- 請求棄却等の判決によって、適法であることが確定されている 専門性のように扱われる可能性

事例③ 大飯原発 運転差止請求事件判決

主文

■ 大飯原発3、4号機を運転してはならない。 (福井地裁判決)

求められる安全性

- 原発の稼働は法的には電気を生み出す一手段である経済活動の自由に属し、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきだ。自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われる事態を招く可能性があるのは原発事故以外に想定しにくい。具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められるのは当然だ。
- ■施設の損傷に結びつく地震が起きた場合、止める、冷やす、閉じ込めるという3つの要請がそろって初めて原発の安全性が保たれる。福島原発事故では冷やすことができず放射性物質が外部に放出された。

大飯原発の欠陥(1)

- 地震の際の冷やす機能と閉じ込める構造に欠陥がある。1,260ガルを超える地震では冷却システムが崩壊し、メルトダウンに結びつくことは被告も認めている。わが国の地震学会は大規模な地震の発生を一度も予知できていない。頼るべき過去のデータは限られ、大飯原発に1,260ガルを超える地震が来ないとの科学的な根拠に基づく想定は本来的に不可能だ。
- 被告は、700ガルを超えるが1,260ガルに至らない地震への対応策があり、大事故に至らないと主張する。しかし事態が深刻であるほど、混乱と焦燥の中で従業員に適切、迅速な措置を取ることは求めることができない。地震は従業員が少なくなる夜も昼と同じ確率で起き、人員の数や指揮命令系統の中心の所長がいるかいないかが大きな意味を持つことは明白だ。

大飯原発の欠陥②

- また対応策を取るには、どんな事態が起きているか把握することが前提だが、その把握は困難だ。福島原発事故でも地震がどんな損傷をもたらしたかの確定には至っていない。現場に立ち入ることができず、原因は確定できない可能性が高い。
- 仮にいかなる事態が起きているか把握できたとしても、全交流電源 喪失から炉心損傷開始までは5時間余りで、そこからメルトダウン 開始まで2時間もないなど残された時間は限られている。
- 地震で複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり、 故障したりすることも当然考えられ、防御設備が複数あることは安 全性を大きく高めるものではない。
- 原発に通ずる道路は限られ、施設外部からの支援も期待できない。

冷却機能の維持

- 被告は周辺の活断層の状況から、700ガルを超える地震が到来することは考えられないと主張するが、2005年以降、全国の4つの原発で5回にわたり想定の地震動を超える地震が到来している事実を重視すべきだ。
- 過去に原発が基準地震動を超える地震に耐えられたとの事実があっても、 今後大飯原発の施設が損傷しないことを根拠づけるものではない。基準地 震動の700ガルを下回る地震でも外部電源が断たれたり、ポンプ破損で主 給水が断たれたりする恐れがある。その場合、実際には取るのが難しい手 段が功を奏さない限り大事故になる。
- 地震大国日本で、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないという のは根拠のない楽観的見通しだ。それに満たない地震でも冷却機能喪失に よる重大な事故が生じうるなら、危険性は現実的で切迫した危険と評価で きる。このような施設の在り方は、原発が有する本質的な危険性について あまりに楽観的だ。

国富の損失

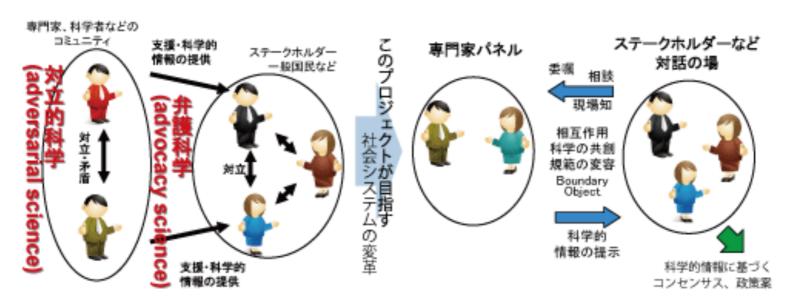
- 被告は原発稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いという問題を並べて論じるような議論に加わり、議論の当否を判断すること自体、法的には許されない。原発停止で多額の貿易赤字が出るとしても、豊かな国土に国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の損失だ。
- 被告は、原発稼働がCO₂排出削減に資すると主張するが、福島原発事故はわが国始まって以来最大の環境汚染であり、原発の運転継続の根拠とすることは甚だしく筋違いだ。

現在は…

- 控訴され、名古屋高裁金沢支部へ
- 2017年4月24日、原子力規制委員会は定例会合を開き、関西電力大飯原発3、4号機(福井県)の安全対策が、東京電力福島第一原発事故で強化された新規制基準に適合すると認める「審査書」を正式決定した
- 関西電力は2018年3月14日に3号機、同年5月9日に4号機を再 稼働した
- 2018年7月4日、名古屋高裁金沢支部は運転差止を命じた一審 判決を取り消し、住民側の請求を棄却した(上告せず判決確 定)

共同事実確認 Joint Fact-finding

■ 多様な、時には結論が対立する科学的情報を吟味し、背後にある前提条件、モデル、感度分析等を含めて公開した上で、関係者がある程度納得できる科学的情報と、現在の科学の限界を整理することで、社会的意思決定をできるだけ科学的情報に基づくものとする取組(でこなびより引用: http://decocis.net/navi/method/000466.php)



【出典】iJFF研究開発プロジェクトHP (http://ijff.jp/about.html)

第2回 科学史と科学技術社会論

主な参考文献

- 中野貞一郎. 2009. 「科学裁判と鑑定」, 『日本學士院紀要』 63 (3): 181—96.
- ジャサノフ, S. 2015. 『法廷に立つ科学: 「法と科学」入門』, 渡辺千原・吉良貴之監訳, 勁草書房.